※建築基準法が一部改正されたことにともなって、平成30年4月1日に「高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が一部改正されています。 建築物等の用途の制限については、添付の新旧対象表のとおり読み替えて下さい。

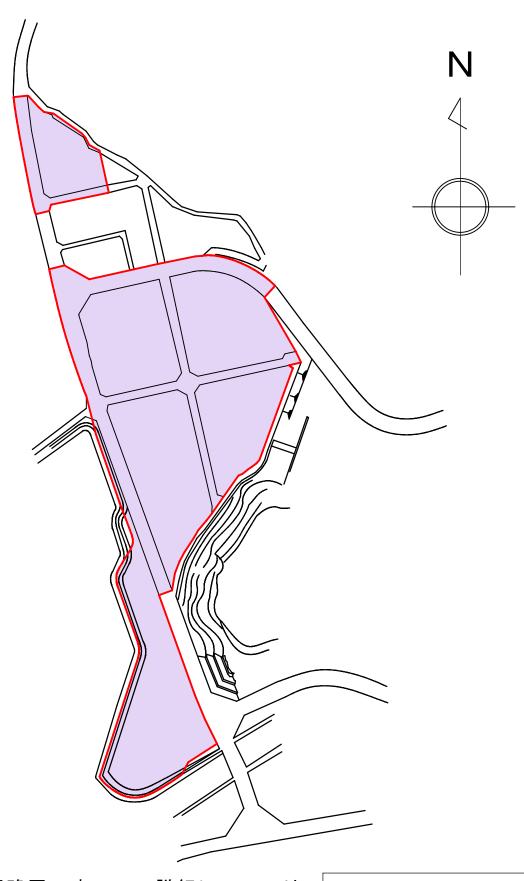
高知みなみ流通団地地区計画

(平成11年11月26日告示第178号)

	名	称	高知みなみ流通団地地区計画
	位	置	高知市池字中黒坪,字遅越,字蒲浦,字東仲州,字金ヶ渕,字堀越の各一部
	面	積	約6. 2ha
			本地区は、高知市の中心市街地から南東方向約6.5kmに位置し、南国市と行政界を接している。また、高知新港、高知空港に近く、流通団地としての立地条件に恵まれた地区である。現在、流通団地開発が行われ、道路、公園、上水道等の基盤整備が完了しており、今後、流通団地に関連する施設等の建設が行われる地区である。このため、地区計画を策定することにより、この開発の趣旨に沿った建築物等の規制誘導を積極的に推進し、周辺の自然環境との調和を図りながら、流通団地としてふさわしい、快適な環境と良好な景観を形成、保全することを目標とする。 本地区は、流通施設の積極的な立地を図るとともに、緑に囲まれた良好な流通施設地区の形
			成,保全を図る。 本地区においては,既に道路,公園,上水道等の基盤整備が完了しており,今後ともその機
	の方金	+	能,環境が損なわれないように維持,保全を図る。
	建築物の方金		良好な流通団地の形成、保全を図るため、次の事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 容積率の最高限度 (5) 建ペい率の最高限度 (6) 建築物等の形態、意匠の制限 (7) かき又はさくの構造の制限

14h	7=1.		建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第 2 (ぬ)項に掲げるもののほか,次に掲げる建築 物は建築してはならない。
地区	建築	用述の削減	物は建築してはなりない。
整	物		
備	等		(1) 住宅
計画	に関		(2) 住宅で事務所,店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅,寄宿舎又は下宿
	ず		(4) 学校,図書館その他これらに類するもの
	る		(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	事項		(6) 老人ホーム,保育所,身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場
	- F		(8) 病院
			(9) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
			(10) ボーリング場,スケート場,水泳場その他これらに類するもの (11) 店舗又は飲食店その他これらに類するもの
			(11) / / / / / / / / / / / / / / / / / /
			(13) 自動車教習所
			(14) 畜舎 (15) マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場,その他これ
			らに類するもの
			(16) カラオケボックスその他これに類するもの
			(17) 劇場,映画館,演劇場または観覧場 (18) キャバレー,料理店,ナイトクラブ,ダンスホールその他これらに類するもの
		敷地面積の	
		最低限度	$500\mathrm{m}^2$
		壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱面から, 隣地境界線までの距離は2m以上, 道路境界線までの距離は3m以上とする(法面を有する敷地境界線の部分については, 隣地境界線までの
		のと即り以	正離は2m以上, 道路境界線までの距離は3m以上とし, かつ, 法肩から1m以上とす
			る。)。
		容積率の	
			000%
		最高限度	200%
		最高限度建ペい率の	
		最高限度 建ペい率の 最高限度	60%
		最高限度 建ペい率の 最高限度 建築物等の	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。
		最高限度 建ペい率の 最高限度	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし,
		最高限度 建ペい率の 最高限度 建築物等の 形態,意匠	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。
		最高限度 建ペい率の 最高限度 建築物等の 形態,意匠	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし, 周辺の景観に配慮したものとする。
		最高限度 建ペい率の 最高限度 建築物等の 形態,意匠	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし,
		最高限度 建ペい率の 最高限度 建築物等の 形態,意匠	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし, 周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管, ダクト等は, できるだけ見えない工夫をし, 建築物と一体的なデザインとする。
		最高限度 建ペい率の 最高限度 建築物等の 形態,意匠	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし, 周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管, ダクト等は, できるだけ見えない工夫をし, 建築物
		最高限度 建ペい率の 最高限度 建築物等の 形態,意匠	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし, 周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管, ダクト等は, できるだけ見えない工夫をし, 建築物と一体的なデザインとする。
		最高限度 建ペい率の 最高限度 建築物等の 形態,意匠	#集物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし, 周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管, ダクト等は, できるだけ見えない工夫をし, 建築物と一体的なデザインとする。 (3) 屋外広告物は, 次に掲げるとおりとする。 ア 地色は, けばけばしい色彩を避け, 周辺の景観に配慮したものとすること。
		最高限度 建ペい度 建築物等の 形態限 の制限	# 2
		最高限度 建ペい度 建築物等の 形態限 の制限	#薬物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし, 周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管, ダクト等は, できるだけ見えない工夫をし, 建築物と一体的なデザインとする。 (3) 屋外広告物は, 次に掲げるとおりとする。 ア 地色は, けばけばしい色彩を避け, 周辺の景観に配慮したものとすること。 イ 自家用に表示設置するものに限る。 (1) かき又はさく (門柱及び門扉を除く。以下同じ)を設置する場合は, 高さ1m以上の生
		最高限度建ペースを表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	# 2 を
		最高限度建場である。 建場では、 建築のの関係を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表	60% 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし, 周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管, ダクト等は, できるだけ見えない工夫をし, 建築物と一体的なデザインとする。 (3) 屋外広告物は, 次に掲げるとおりとする。 ア 地色は, けばけばしい色彩を避け, 周辺の景観に配慮したものとすること。 イ 自家用に表示設置するものに限る。 (1) かき又はさく (門柱及び門扉を除く。以下同じ)を設置する場合は, 高さ1m以上の生け垣とする。 (2) 幹線道路に面して, 幅2m以上 (区画道路に面している場合には1m以上) の植栽帯を
		最高限度建場である。 建場では、 建築のの関係を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表	# 2 を
		最高限度建場である。 建場では、 建築のの関係を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表	#2年後初等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は, けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし, 周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管, ダクト等は, できるだけ見えない工夫をし, 建築物と一体的なデザインとする。 (3) 屋外広告物は, 次に掲げるとおりとする。 ア 地色は, けばけばしい色彩を避け, 周辺の景観に配慮したものとすること。 イ 自家用に表示設置するものに限る。 (1) かき又はさく (門柱及び門扉を除く。以下同じ)を設置する場合は, 高さ1m以上の生け垣とする。 (2) 幹線道路に面して, 幅2m以上 (区画道路に面している場合には1m以上)の植栽帯を設ける場合及び隣地境界線においては, 次に掲げる構造のかき又はさくを設置することができる。
		最高限度建場である。 建場では、 建築のの関係を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表	# 2 を
		最高限度建場である。 建場では、 建築のの関係を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表	# 2 を変物等の外観、意匠等は、次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし、周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管、ダクト等は、できるだけ見えない工夫をし、建築物と一体的なデザインとする。 (3) 屋外広告物は、次に掲げるとおりとする。 ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観に配慮したものとすること。 イ 自家用に表示設置するものに限る。 (1) かき又はさく(門柱及び門扉を除く。以下同じ)を設置する場合は、高さ1m以上の生け垣とする。 (2) 幹線道路に面して、幅2m以上(区画道路に面している場合には1m以上)の植栽帯を設ける場合及び隣地境界線においては、次に掲げる構造のかき又はさくを設置することができる。 ア 高さ2m以下の透視可能なフェンス イ 高さ1.5m以下の生け垣とアのフェンスを併せたもの
		最高限度建場である。 建場では、 建築のの関係を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表	# 2 を
		最高限度建場である。 建場では、 建築のの関係を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表	# 2 を変物等の外観、意匠等は、次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、けばけばしい色彩を避けた落ち着きのあるものとし、周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管、ダクト等は、できるだけ見えない工夫をし、建築物と一体的なデザインとする。 (3) 屋外広告物は、次に掲げるとおりとする。 ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観に配慮したものとすること。 イ 自家用に表示設置するものに限る。 (1) かき又はさく(門柱及び門扉を除く。以下同じ)を設置する場合は、高さ1m以上の生け垣とする。 (2) 幹線道路に面して、幅2m以上(区画道路に面している場合には1m以上)の植栽帯を設ける場合及び隣地境界線においては、次に掲げる構造のかき又はさくを設置することができる。 ア 高さ2m以下の透視可能なフェンス イ 高さ1.5m以下の生け垣とアのフェンスを併せたもの
		最高限度建場である。 建場では、 建築のの関係を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表現を を表	# 2 を

高知広域都市計画高知みなみ流通団地地区計画



※この図は概略図ですので、詳細については 都市計画課までお問い合わせ下さい。

凡	例
	地区計画の区域

高知みなみ流通団地地区計画(計画図)

